

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現 状

### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータおよび民間従業員のデータ

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
秋田市	48.2 歳	534 人	369,866 円	406,166 円	396,498 円	—	—	—
うち清掃職員	47.3 歳	84 人	369,495 円	427,089 円	401,740 円	廃棄物処理 業従業員	43.3 歳	299,800 円
うち学校給食員	46.6 歳	106 人	363,439 円	375,504 円	376,360 円	調理師	44.1 歳	212,600 円
うち用務員	50.4 歳	118 人	374,687 円	399,020 円	400,074 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
うち自動車運転手	50.2 歳	69 人	376,012 円	420,200 円	408,029 円	自家用乗用 自動車運転者	53.2 歳	234,700 円
うち技能員	47.2 歳	136 人	367,345 円	415,931 円	400,211 円	—	—	—
うちその他	49.4 歳	21 人	372,824 円	408,032 円	395,151 円	—	—	—
秋田県	48.0 歳	492 人	335,815 円	378,901 円	362,198 円	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—
類似団体	46.2 歳	497 人	336,337 円	400,483 円	366,001 円	—	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～平成18年の3カ年平均)  
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較は、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
 ※ 技能員とは、これまで吏員が行ってきた業務のうち上司が指定する事務または技術に関する特定の業務に従事する技能労務職員で、平成16年度に秋田市が新設した職名です。  
 ※ 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

### (2) 職種ごとの年齢別の人数のデータ(平成19年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
秋田市	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	0	15	30	41	57	105	100	88	98	0	534
うち清掃職員				2	5	5	14	13	26	11	8		84
うち学校給食員				6	14	10	10	17	12	16	21		106
うち用務員				2	2	11	5	22	20	25	31		118
うち自動車運転手				1	1	7	4	13	11	13	19		69
うち技能員				4	7	8	20	36	27	20	14		136
うちその他					1		4	4	4	3	5		21

### (3) その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)

#### ① 給料表について

平成18年4月1日以降採用者については行政職給料表(2)(国の行政職給料表(二)に同じ)の4級制を採用しています。ただし、平成18年3月31日に在職していた職員については、経過措置を適用しています。

#### ② 手当について

扶養手当・住居手当・通勤手当・期末勤勉手当等を、一般行政職に準じて支給しています。

※ホームページ公表の「給与・定員管理について」参照

#### ③ 昇給基準について

昇給基準については、一般行政職に準じて、毎年1月に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸を基準として昇給を実施しております。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員については、業務の民間委託等を推進しながら、原則退職不補充とするとともに、給料表の見直しなどを行い、給与・定員管理の両面での適正化を図っているところです。今後も現状の分析と課題の抽出を行い、またその職務の性格や内容を踏まえつつ、一層の適正化に取り組んでまいります。

## 3 具体的な取組内容

### (1) 給料表について

- ・給与構造見直しの実施により給与水準を平均4.6%引き下げました。【平成18年度～】
- ・国の行政職(二)へ給料表の見直しを行いました。【平成18年度～】

### (2) 昇給について

- ・退職時特別昇給制度を廃止しました。【平成17年度～】
- ・55歳昇給抑制を実施します。【平成20年度～】

### (3) 手当について

- ・給食調理手当の廃止など特殊勤務手当の見直しを行いました。【平成17年度～】

### (4) 業務の見直しなどについて

- ・清掃職員(ごみ収集業務)については段階的に民間委託へ移行します。【平成17年度～平成21年度】
- ・電話交換手の業務見直しを実施します。【平成20年度～】
- ・退職者不補充とし、技能労務職員の異動及び臨時職員への転換で対応しています。【平成9年度～】
- ・技能員(事務的業務にも従事する技能労務職員)制度を導入しています。【平成16年度～】